

事務連絡

令和4年3月16日

卸売市場

輸入業 関係業者 各位

卸売業

水産庁資源管理部国際課

海洋漁業資源管理班

まぐろ法第10条に基づく報告徴収に係る申請へのeMAFF導入に係るお知らせ

平素より、水産行政にご理解及びご協力いただき感謝申し上げます。令和元年12月に施行された「デジタル手続法」において、国の行政手続について、オンライン化の実施が原則とされました。それに伴い、「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」（令和2年3月）では、農林漁業者等が行政手続等をオンラインで行える「共通申請サービス（eMAFF）」の本格運用を令和3年度から開始しております。

上記の計画に基づき、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（まぐろ法）第10条の規定に基づく報告徴収のうち、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）によって報告の電子化がなされていない以下の指令書に係る申請について、令和4年4月1日以降、eMAFFによる電子申請の受付を開始いたします。

1. 冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書等（農林水産省指令2水管第1869号）
  - 冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式2）（注1）
2. みなみまぐろの輸入に関する報告（農林水産省指令2水管第1869号-1）
  - みなみまぐろの輸入に関する報告書（生鮮のみ）（別紙様式）（注2）
3. メキシコ産太平洋くろまぐろ輸入報告（農林水産省指令2水管第1869号-2）
  - メキシコ産太平洋くろまぐろ輸入報告（生鮮のみ）（別紙様式第1号）（注2）

#### 4. 韓国産生鮮・冷蔵太平洋くろまぐろに関する報告（農林水産省指令3水管第2632号）

- 韓国産生鮮・冷蔵太平洋くろまぐろ輸入報告書（別紙様式第1号）
- 韓国産生鮮・冷蔵太平洋くろまぐろ販売報告書（別紙様式第2号）

（注1）「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書」（以下「様式1」という。）については、eMAFFによる電子申請には対応しておりません。事前確認申請に係る書類及び様式1については、引き続き、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により、電子申請していただくようお願いいたします。

（注2）冷凍の漁獲物に係る報告については、引き続き、事前確認申請に係る書類及び様式1と共に、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により、電子申請していただくようお願いいたします。

なお、eMAFFを利用した電子申請には、デジタル庁所管の各行政サービスが連携した認証システムである「g-biz ID prime」アカウントが必要となりますので、報告者（輸入業者等）は、事前に「g-BIZ ID prime」を取得してください。

各申請の申請方法及び「g-biz ID prime」アカウントの取得方法については、別添の「まぐろ類の輸入に係る報告の徴収 操作マニュアル 申請者向け」（以下「申請者マニュアル」という。）をご確認ください。

本事務連絡及び申請者マニュアルは、今後、水産庁ホームページ「まぐろ類の輸入について」（<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/index.html>）においても公開いたしますので、ご参照ください。

以上の内容についてご関係者様に周知いただきますようお願いいたします。

#### 【本件へのお問い合わせ先】

水産庁 資源管理部 国際課

海洋漁業資源管理班 伊藤、石田、吉池、植田

TEL：03-3502-8204

FAX：03-3591-5824